

## 宮城県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業交付要綱

### (趣旨)

第1 宮城県の交付する、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業にかかる医療従事者等慰労金（以下「慰労金」という。）については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和2年6月16日付け医政発0616第1号，健発0616第5号及び薬生発0616第2号厚生労働省医政局長，厚生労働省健康局長及び厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「国の実施要綱」という。），「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱」（令和2年6月16日厚生労働省発医政0616第1号，厚生労働省発健0616第6号及び厚生労働省発薬生0616第65号厚生労働事務次官通知。）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか，この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2 医療機関等に勤務する医療従事者や職員（以下「医療従事者等」という。）は，新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい，感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと，継続して提供することが必要な業務であること，及び医療機関での集団感染の発生状況から，相当程度心身に負担がかかる中，強い使命感を持って，業務に従事していることに対し，慰労金を給付する。

### (慰労金の給付)

第3 慰労金は，国の実施要綱3.（17）に基づき，新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し，宮城県から役割を設定された医療機関等に勤務し，患者と接する医療従事者等に対し給付する。  
2 慰労金の金額は，別表のとおりとする。

### (慰労金の申請)

第4 慰労金の給付を受けようとする場合，原則として，医療機関等が，医療従事者等から委任を受けて代理申請・受領を行い，医療機関等から医療従事者等に給付するものとする。医療従事者等から委任を受けて代理申請をしようとする者は，慰労金給付申請書（様式第6号）により申請するものとし，その提出期限は，知事が別に定める日までとする。

ただし，すでに医療機関を退職した場合等，やむを得ない場合は，慰労金個別申請書により当該個人が申請するものとする。

- 2 申請は，宮城県が申請事務を委託する宮城県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）を通じて宮城県に対して行うものとし，次の各号いずれかの方法により行う。
  - (1) 連合会の指定するオンライン請求システムを用いたウェブによる申請
  - (2) 申請書をCD-Rその他電子記録媒体（ただし，連合会が認めた媒体に限る。）に格納し，記録媒体の郵送等による申請
  - (3) 申請書の郵送等による申請
- 3 慰労金給付申請書に添付しなければならない書類は，次のとおりとする。
  - (1) 医療機関等情報（様式第1号）及び給付対象内訳（様式第2号）
  - (2) その他知事が必要と認める書類等

4 第4のただし書きの場合の申請においては、勤務先医療機関等から証明を受け、次の書類を添付するものとする。

- (1) 公的身分証明書の写し
- (2) 振込先口座が分かる書類の写し

(申請の期限)

第5 慰労金の申請の期限は、知事が別途定めるものとする。

(給付の決定)

第6 知事は、医療機関等又は医療従事者等から第4の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに慰労金の給付を決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知するとともに、慰労金を給付する。

(慰労金の給付等に関する周知等)

第7 知事は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の実施に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による医療機関等及び医療従事者等への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8 知事が別に定める申請の期限までに第5の規定による申請が行われなかった場合は、給付対象者が慰労金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が第6の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9 知事は、慰労金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により慰労金の給付を受けた者に対して、給付を行った慰労金の返還を求めるものとする。

2 知事は、交付すべき額の確定をした場合において、既にその額を超えて交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

3 慰労金事業に係る証拠書類等の管理については、これを事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(実績報告)

第10 代理申請・受領を行った医療機関等は、給付が完了したときは、あらかじめ指定する期日までに実績報告書(様式第8号)に次の書類を添付して知事に提出するものとする。

- (1) 給付実績額書(様式第7号)
- (2) 医療金を職員等に呈して給付した際の証憑
- (3) 振込手数料にかかる証憑
- (4) その他知事が必要と認める書類等

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11 慰労金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第12 この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(別表)

【定額】

- ・新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、宮城県から役割を設定された重点医療機関、感染症指定医療機関、その他の宮城県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関に勤務し、患者と接する医療従事者や職員
  - ①実際に新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関である場合  
医療従事者や職員に対して1人200,000円を給付  
※ただし、当該医療機関において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、1人100,000円を給付
  - ②新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行っていない医療機関の場合  
医療従事者や職員に対して1人100,000円を給付
- ・新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、宮城県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関に勤務し、患者と接する医療従事者や職員
  - ①実際に新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った医療機関等である場合  
医療従事者や職員に対して1人200,000円を給付  
※ただし、当該医療機関等において実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、1人100,000円を給付
  - ②新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行っていない医療機関等の場合  
医療従事者や職員に対して1人100,000円を給付
- ・宮城県から新型コロナウイルス感染症患者への対応の役割を設定されていない医療機関（病院及び診療所）、訪問看護ステーション又は助産所に勤務し、患者（助産所にあつては妊産婦）と接する医療従事者や職員
  - ①実際に新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った医療機関等である場合  
医療従事者や職員に対して1人200,000円を給付  
※ただし、当該医療機関において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、  
1人50,000円を給付
  - ②新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行っていない医療機関等の場合  
医療従事者や職員に対して1人50,000円を給付